

共済金請求手続きのながれ

事故発生

単位子ども会

報告書の提出

共済様式 20 事故第一報報告書 FAX 76-1131

Mail seishounen@city.anjo.lg.jp

(事故発生日を含め 30 日以内)

市町村子ども会連絡協議会

治療終了

単位子ども会

請求書類の提出

- ① 共済様式 21 医療共済金請求書兼事故証明書
- ② 共済様式 22 個人情報の取扱いについての同意書
- ③ 共済様式 03・04 加入申込書の写し(被共済者が載っているところだけでよい)
- ④ 共済様式 05 年間行事計画書の写し
- ⑤ 領収書・診療明細書

(共済様式 23 医療報告書 共済様式 24 柔道整復施術報告書でも可)

***上記の書類を、診療最終日より60日以内、治療中でも180日を超えた時点で提出**

***提出が遅れた場合は、遅延理由書の添付が必要**

市町村子ども会連絡協議会

愛知県子ども会連絡協議会

全国子ども会連絡協議会

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが完了してから60日以内に支払い